

こ保運第1217号
令和2年5月22日

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

緊急事態宣言の解除後の保育所等の対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
保育・教育施設の職員の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止で業務が増える中、園児の見守りを含め園児や保護者が安心して過ごせるように、細心の注意を払い、様々な対策をしていただきありがとうございます。

皆様に御尽力いただいたことが、園児の安全を守り、感染の拡大を抑えることにつながっていると考えております。

改めまして皆様に心より御礼申し上げます。

さて、政府により令和2年4月7日に発出された「緊急事態宣言」については、同年5月22日現在、神奈川県については引き続き指定区域となっておりますが、報道等によれば、早ければ5月25日をもって、神奈川県の指定が解除される可能性があります。

このような状況を踏まえ、横浜市立小学校等に関しては、6月から分散登校による再開を見込んでいますが、保育所等に関しては、保育という業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことは困難であり、感染防止のためには、引き続き保護者の皆様の御協力が欠かせません。

このため、緊急事態宣言の指定が解除された場合であっても、保育所等（※）については、引き続き当面の間（令和2年6月30日まで）、家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ登園の自粛を、本市として要請することとします。

※認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、年度限定保育事業

なお、その際の利用料等については、以下の通りの取扱いとしますので、よろしくお願いたします。

また、指定解除後は、保護者の就労等により保育を必要とする園児が増加することが見込まれます。各施設におかれましては、これまで同様の感染防止対策に加え、登園する園児が増加することへの対応についても、御負担をおかけしますが、御準備・御対応くださいますようお願いいたします。

令和2年7月以降の保育所等の対応については、改めて御連絡いたします。

1 登園自粛要請の継続等について

(1) 緊急事態宣言の指定解除後の登園自粛要請の継続について

5月中の対応については、本市通知「緊急事態宣言の延長に伴う保育所等の対応について」（令和2年5月7日こ保運第820号）に基づき、登園状況を御確認いただいている園については、保護者から確認している登園状況に合わせて運営を行っていただくようお願いいたします。

感染防止のため、引き続き令和2年6月30日まで、家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ登園の自粛を、本市として要請します。

なお、緊急事態宣言の期間中については、保育の対象とする方の職業要件について、具体的にお示ししていました。

これに対し、緊急事態宣言の解除後は、具体的な職業要件はお示ししないことが考えられますが、感染リスクをできる限り低減させるため、保護者の皆様に対して、できる限り登園自粛に御協力いただくよう、市からのお知らせ文を作成しましたので、お手数ですが、配布等による周知をお願いします。同様に、事業者の皆様にも、保育所等の登園自粛への御協力を依頼する文書を作成しましたので、併せて保護者への周知をお願いします。

また、今後の保育体制を御準備いただけるよう、6月分の「登園状況確認表」を添付しましたので、必要に応じてご活用ください。なお、登園状況の確認については、市への報告等を求めるものではありません。

(2) 保護者が在宅勤務・テレワークの場合の保育の提供について

保護者が在宅勤務等をしている場合についても、保育が必要とのお申し出があった場合には、必要な時間の保育の提供をお願いします。

在宅勤務等であることを理由に、保護者に登園自粛を求めることがないように、御理解・御配慮をお願いします。

2 6月分の利用料（保育料）【0～2歳児クラス】について

横浜市にお住まいの保護者の方への対応は、次のとおりです。

※利用料（保育料）の日割りについては、市町村により取扱いが異なります。

横浜市外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(1) 認可保育所

6月分の利用料（保育料）に関しては、5月分と同様に、登園日数に関わらず徴収（口座振替等）を延期します。後日、登園日数に基づき変更後の利用料（保育料）を算定し、12月分とあわせて12月末に徴収することとします。

(2) 認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

5月分と同様に、**6月分の利用料の徴収延期もしくは、すでに徴収済みの利用料の保護者の方への全額返金対応等、保護者の負担軽減に対する御協力をお願いします。**6月分の利用料の徴収延期もしくは返金対応を行っていただくにあたり、**6月分の利用料相当額（ひと月分）を市から施設にお支払いします。**

※横浜保育室・年度限定保育事業の取扱いについては、別途通知します。

3 給食について

本市通知「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）の取扱いを延長します。

なお、給食の提供を行わなかった場合の給食費の取扱いについて（※）は、保護者の方から、本市へのお問い合わせが多くなっています。各施設における取扱いについて、保護者の皆様に十分に御説明いただくよう、改めて、お願いいたします。

併せて、本市通知「神奈川県による『新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について（第2報）』を受けた対応について」（令和2年4月13日こ保人第46号）でお示した喫食状況の確認の方法についても取扱いを継続します。

その他、「食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒について」（令和2年3月25日厚生労働省通知）及び「『社会福祉施設における衛生管理について』等に関するQ&Aについて」（令和2年4月27日厚生労働省事務連絡）についても御確認ください。

※「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）【抜粋】

3 給食について

(2) 給食の提供を行わなかった場合の給食費の取扱い

園が実費徴収を行っている3歳から5歳児クラスについては、すでに発注した食材を含め実際にかかった費用が、保護者から徴収した金額と比較し大きく下回る場合は、保護者へ説明し理解を得た上で、差額の返還や他の実費への充当等を行ってください。その際は、保護者に書面等で説明してください。

例) ・差額を保護者へ返還する

・保護者に説明のうえ、再開後の食材の充実に充てる（デザート等）

・保護者に説明のうえ、その他食材費以外の実費徴収に充当する 等

4 延長保育について

本市通知「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）の取扱いを延長します。

5 給付費・委託費等及び職員の給与について

本市通知「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）及び「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応（給付費・委託費等及び職員の給与）について」（令和2年5月15日こ保運第994号）に基づく取扱いを延長します。

6 保育所等の体制について

本市通知「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）の取扱いを延長します。

7 健康診断・歯科検診について

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第三報）」（令和2年5月1日 厚生労働省事務連絡）の問12の対応に基づき、健康診断及び歯科検診の取扱いについて、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えありません。

実施の検討に当たっては、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫をするなど、適切な対応をお願いします。

なお、健康診断を実施した場合においても、全員の受診が困難となることも想定されることから、子どもの健康状態の把握に関する園での対応等について、嘱託医と相談の上、各園で御対応をお願いします。

8 研修について

令和2年度の保育・教育施設職員向け研修の開催については、「3密」を避ける配慮をしたうえで、手洗い、アルコール手指消毒等の感染防止策を徹底し実施する予定です。研修の詳細は保育・教育人材課から6月初旬に発行する「保育・教育の質向上ニュース」を御確認ください。

9 緊急事態宣言の指定解除後の保育内容・行事について

市立保育所における取扱いについて、5月中に送付する予定ですので、各園での保育の参考にしてください。

10 問合せについて

お問い合わせについては、引き続き電子申請システムで受け付けます。回答は後日、市ホームページ上に掲載いたします。電子申請システムは、以下のページもしくはQRコードからアクセスしてください。

「保育・教育 感染症 横浜市」で検索
→「保育・教育施設における感染症対策について」ページ
ページ中ほど「新型コロナウイルス関連情報」横浜市からのお知らせ
「ご質問への対応」の直下のリンク
「1【問合せフォームはこちら】（外部サイト）」から御入力ください。



11 添付資料

(1) 保護者の皆様への配付資料

「緊急事態宣言の解除後の保育所等の対応について」

（保護者の皆様への配布資料の日付については、各園で御記入ください。）

(2) 事業者の皆様への依頼文

「緊急事態宣言の解除後の保育所等への登園自粛要請の継続について（依頼）」

12 参考資料

本通知に関連するこれまでの通知は、市のホームページにも掲載しています。

【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<横浜市からのお知らせ>

- (1) 緊急事態宣言の延長に伴う保育所等の対応について（令和2年5月7日付）
- (2) 緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について（令和2年4月8日付）
- (3) 【**修正版**】保護者への一層の登園自粛要請等について（令和2年4月21日付）
- (4) 神奈川県による「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について（第2報）」を受けた対応について（令和2年4月13日付）
- (5) 緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応（給付費・委託費等及び職員の給与）について（令和2年5月15日付）

<厚生労働省からの通知>

- (6) 【**厚労**】0325 食品等事業者によるマスク着用及び手指の消毒について
- (7) 【**厚労**】0427 「社会福祉施設における衛生管理について」等に関するQ&Aについて
- (8) 【**厚労**】0501 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第三報）

<担当連絡先>

保育・教育運営課

【登園自粛要請の継続等について】 【延長保育について】

【保育所の体制について】 【横浜保育室について】

【緊急事態宣言の指定解除後の保育内容・行事について】

671-3564

【利用料（保育料）について】

671-0255

【給付費・委託費及び職員の給与について】

671-0202/0204

保育・教育人材課

【給食について】 【健康診断・歯科検診について】 【研修について】 671-2397

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469

登園状況確認表

(月 日現在予定)

園児名： _____ クラス： _____

(兄弟児) 園児名： _____ クラス： _____

期間中の園児の登園状況が把握できるよう、「利用予定」欄には登園予定日と利用予定時間を

保護者が記入、「登園日」欄には登園した日を**各園が記入**してください。

6月	日	月	火	水	木	金	土
		1日	2日	3日	4日	5日	6日
利用予定 (時間)		～	～	～	～	～	～
登園日							
	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
利用予定 (時間)		～	～	～	～	～	～
登園日							
	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
利用予定 (時間)		～	～	～	～	～	～
登園日							
	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
利用予定 (時間)		～	～	～	～	～	～
登園日							
	28日	29日	30日				
利用予定 (時間)		～	～				
登園日							

※本通知は5月22日夜に各施設へお渡ししていますが、各施設ごとに保護者の皆様へお渡しの日が異なるため、HPでは空欄にしています。

令和2年 月 日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の解除後の保育所等の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営に御協力いただき、ありがとうございます。

現在の緊急事態宣言下での保育所等の利用については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」により、皆様にも御協力をいただいています。

神奈川県においては、早ければ5月25日をもって、指定が解除される可能性があるため、今後の保育所等の利用についての考え方をお示しします。

国からは、宣言が解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされており、保育所等では特に業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことが困難であることから、神奈川県の緊急事態宣言が解除された場合も、本市においては令和2年6月30日までの間、引き続き保育所等の登園自粛を要請することとします。

指定が解除された場合には、保育所等の利用にあたっての保護者の具体的な職業要件等についてはお示しをしないことが考えられますが、感染拡大を防止する観点から、仕事を休むことが可能な場合など、御家庭で保育ができる環境にある場合においては、引き続き登園の自粛や、勤務の調整などによる短時間での利用、週に1日、2日でも利用しない日を設けるなど、必要最小限での利用をお願いいたします。

なお、登園を自粛していただいた場合の利用料（保育料）及び給食費についての取扱いは、これまでと同様となりますので、下記をご参照ください。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び、適切な保育の実施のために、皆様お一人おひとりの御協力をお願いいたします。

1 6月分の利用料（保育料）について

【0～2歳児クラスのお子様を持つ横浜市にお住まいの保護者の方※】

登園自粛を要請する期間中の園児の利用料（保育料）については、登園した日数に応じて、利用料をお支払いいただくこととします。

(1) 認可保育所の利用者の方

6月分の利用料（保育料）に関しては、5月分と同様に、登園日数に関わらず徴収（口座振替等）を延期します。後日、登園日数に基づき変更後の利用料（保育料）を算定し、12月分と合わせて12月末に徴収することとします。

(2) 認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の利用者の方

6月分の利用料（保育料）に関しては、施設に返金対応もしくは徴収延期をお願いしておりますが、利用料（保育料）の徴収時期や方法については施設により取扱いが異なりますので、詳細は各施設に御確認ください。

※1 利用料（保育料）の日割りについては、市町村により取扱いが異なります。横浜市外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※2 横浜保育室・年度限定保育事業を利用されている方の日割り対応については、別途お知らせします。

2 給食費について

3～5歳児で、給食を提供しない場合の給食費の取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園に御確認ください。

（0～2歳児については、利用料（保育料）に含まれますので、上記1をご覧ください）

3 保育意向の確認について

各園において、宣言解除後にお子様をお預かりするための準備を整えるため、現時点での保育意向の確認への御協力をお願いします。

登園の自粛に当たり、保護者の皆様には勤務先との調整などを行っていただくこととなりますが、本市からも事業者の皆様に登園自粛への協力をお願いする文書を作成し、市ホームページに掲載しましたので、ご活用いただければと思います。（「横浜市 保育所等の登園自粛 事業所向け」で検索できます。）

4 保育等の認定について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、以下のとおり特例的な取扱いをしています。

(1) 復職期限の特例等について

対象	特例的な取扱い	備考
育児休業中の方	8月31日までに育児休業を終了される場合（9月1日までに復職される場合）であれば、認定内容（認定事由・認定期間等）の変更や、保育所等の退園を求めないこととしています。	・復職時期について、必ず就労先と調整してください。 ・9月1日までに復職される場合、復職時期の決定に関する事前の区役所へのご連絡は不要です。 ・実際に復職された際には、就労証明書又は復職証明書を区役所にご提出ください。
就労内定の方	8月31日までに就労を始められる場合であれば、認定内容（認定事由・認定期間等）の変更や、保育所等の退園を求めないこととしています。	・8月31日までに就労を始められる場合、就労開始時期の決定に関する事前の区役所へのご連絡は不要です。 ・実際に就労を始められた際には、就労証明書を区役所にご提出ください。
求職中の方	7月末まで（5月末、6月末までを含む）に有効期間の終了を迎える場合、「8月31日まで」認定の有効期間を延長します。	・新しい認定決定通知書を順次お送りします。 今しばらくお待ちください。

《参考》 原則的な取扱い

通常であれば、以下のとおりの取扱いとしています。

- 育児休業中の方や就労内定の方：利用開始月内に育休終了（就労開始）することをお願いしています。
- 求職中の方：認定期間内（3か月以内）に就労していただくことをお願いしています。

(2) 令和2年度の現況確認について

今年度に限り、保育の必要性に関わる状況が変わった方のみ、変更内容をお届けいただくよう、現況確認の実施方法を変更します。（※詳細は別途チラシを配布します。）

《参考》 例年の実施方法

例年であれば、給付認定を受けて保育所等や幼稚園等での預かり保育、認可外保育施設等を利用している全ての方に、毎年、保育を必要とする状況が継続していることを確認するため、現況届出書や就労証明書等の提出をお願いしています。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：

【登園自粛の要請について】及び

【保育の意向確認について】 671-3564

【利用料について】 671-0255

【保育等の認定について】 671-0253

令和2年5月22日

事業者の皆様へ

横浜市こども青少年局長 齋藤 聖

緊急事態宣言の解除後の

保育所等への登園自粛要請の継続について（依頼）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関して、令和2年4月7日に国から緊急事態宣言が発出されて以降、横浜市内の保育所等（認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、年度限定保育事業）においては、保護者の皆様に登園自粛をお願いしております。保護者である従業員の皆様が在宅勤務や自宅待機などにより、御家庭で保育ができる環境を整えるために、事業者の皆様にも御協力をいただき誠にありがとうございます。

今後、宣言が解除された場合においても、引き続き、感染拡大の防止を徹底することが必要です。保育所等については業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことが困難であることから、本市においては、緊急事態宣言の解除後についても保育所等への登園自粛の要請を継続することとしました。そのため、保護者の皆様にも、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合の登園自粛や、勤務の調整などによる短時間での利用、週に1日、2日でも利用しない日を設けるなど、必要最小限での利用をお願いしています。

緊急事態宣言の解除に伴い、事業者の皆様におかれましては、通常勤務体制に戻られることと思いますが、保育所等に通うお子さんをお持ちの従業員の皆様については、可能な範囲で、緊急事態宣言期間中と同様、在宅勤務や、短時間勤務等の実施について、御配慮いただくよう、御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564